

2

慢性腎疾患

02.慢性腎疾患

1

目次

1. 疾患群の概要

2. 「疾病の状態の程度」について

表1 対象疾病一覧

表2 疾病の状態の程度と対象基準

3. 対象疾病の並びについて

4. 代表的な疾病と疾病の状態の程度および申請時の注意

表3 年齢・性別ごとの血清Cr中央値及び腎機能低下基準値

02.慢性腎疾患

2

1. 疾患群の概要

1 疾患群の概要

腎炎、ネフローゼ症候群、腎・尿路奇形、尿細管疾患などが含まれ、対象疾病名は病理診断名を基本としている。

血尿、蛋白尿、腎機能障害、高血圧、浮腫、電解質異常等の症状を呈するが、3歳検尿や学校検尿、周産期の超音波検査等で偶然に発見されることも多いことが特徴である。

早期発見と早期治療により末期腎不全への進行防止や進行遅延が期待される。

2 成長ホルモン治療について

腎機能低下による低身長症に対し、成長ホルモン治療を行う場合は、慢性腎疾患の医療意見書のほかに「成長ホルモン治療用意見書」が必要である。

成長ホルモン治療に対する医療費助成の認定には、小児慢性特定疾病対策として別途定められた基準があり、成長ホルモン製剤の保険適用基準とは一部異なっていることに注意する。

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度

対象となる疾病名（対象疾病）と対象となる範囲（疾病の状態の程度）が、厚生労働省告示で定められている。

対象疾病であり、かつ「疾病の状態の程度」に該当する場合に、小児慢性特定疾病対策による医療費助成の対象となる。

慢性腎疾患には、計10種類の「疾病の状態の程度」がある。

対象疾病ごとに、これら10種類の「疾病の状態の程度」うちのいずれかが指定されている（表1）。

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度 と 対象基準

一部の対象疾病では、告示における「疾病の状態の程度」について、厚生労働省通知により、運用の際の解釈が示されている場合がある。認定審査は、「疾病の状態の程度」及びこの通知解釈文に基づいて行われる。

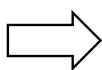
本スライドでは、「疾病の状態の程度」に「運用解釈」を反映させたものを「対象基準」として示している（表2）。

3. 対象疾病の並びについて

厚生労働省告示における疾病の並びは、類似する対象疾病ごとに「区分」が設けられており、告示における疾病は、区分および疾病名が五十音順に並んでいる。小児慢性特定疾病情報センターでは、区分=大分類、疾病名=細分類と呼びかえ、臨床上の利便性に配慮した並びとしている。

大分類に含まれるが、疾病名が明示されていない疾病については、「○から○○に掲げるもののほか、□□」等の表記となっている包括的病名を選択する。

厚生労働省告示		
区 分	告示番号	疾 病 名
白血病	70	急性巨核芽球性白血病
白血病	71	急性骨髄性白血病、最未分化
白血病	72	急性骨髄単球性白血病
白血病	73	急性赤白血病
白血病	74	急性前骨髄球性白血病
白血病	75	急性単球性白血病
白血病	76	若年性骨髄単球性白血病
白血病	77	成熟B細胞急性リンパ性白血病
白血病	78	成熟を伴う急性骨髄性白血病
白血病	79	成熟を伴わない急性骨髄性白血病
白血病	80	前駆B細胞急性リンパ性白血病
白血病	81	T細胞急性リンパ性白血病
白血病	82	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
白血病	83	慢性骨髄性白血病
白血病	84	慢性骨髄単球性白血病
白血病	85	70から84までに掲げるもののほか、白血病



小児慢性特定疾病情報センター 疾患一覧			
大分類		細分類	
1	白血病	1	前駆B細胞急性リンパ性白血病
1	白血病	2	成熟B細胞急性リンパ性白血病
1	白血病	3	T細胞急性リンパ性白血病
1	白血病	4	急性骨髄性白血病、最未分化
1	白血病	5	成熟を伴わない急性骨髄性白血病
1	白血病	6	成熟を伴う急性骨髄性白血病
1	白血病	7	急性前骨髄球性白血病
1	白血病	8	急性骨髄単球性白血病
1	白血病	9	急性単球性白血病
1	白血病	10	急性赤白血病
1	白血病	11	急性巨核芽球性白血病
1	白血病	12	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
1	白血病	13	慢性骨髄性白血病
1	白血病	14	慢性骨髄単球性白血病
1	白血病	15	若年性骨髄単球性白血病
1	白血病	16	1から15までに掲げるもののほか、白血病

表 1 対象疾病一覧（慢性腎疾患）

対象疾病		疾病の状態の程度	対象疾病		疾病の状態の程度			
大分類	細分類		大分類	細分類				
1	ネフローゼ症候群	1	フィンランド型先天性ネフローゼ症候群	2	慢性糸球体腎炎	10	紫斑病性腎炎	腎A
		2	びまん性メサンギウム硬化症			11	抗糸球体基底膜腎炎（グッドパスチャー 症候群）	腎A
		3	微小変化型ネフローゼ症候群			12	慢性糸球体腎炎（アルポート 症候群によるものに限る。）	腎A
		4	巣状分節性糸球体硬化症			13	エプスタイン症候群	腎C
		5	膜性腎症			14	ループス腎炎	腎B
		6	1から5までに掲げるもののほか、ネフローゼ症候群			15	急速進行性糸球体腎炎（顕微鏡的多発血管炎によるものに限る。）	腎B
2	慢性糸球体腎炎	7	IgA腎症			16	急速進行性糸球体腎炎（多発血管炎性肉芽腫症によるものに限る。）	腎B
		8	メサンギウム増殖性糸球体腎炎（IgA腎症を除く。）			17	非典型溶血性尿毒症症候群	腎A
		9	膜性増殖性糸球体腎炎			18	ネイル・パテラ症候群（爪膝蓋症候群）	腎A

02.慢性腎疾患

7

表 1 対象疾病一覧（慢性腎疾患）

対象疾病		疾病の状態の程度	対象疾病		疾病の状態の程度			
大分類	細分類		大分類	細分類				
2	慢性糸球体腎炎	19	フィブロネクチン腎症	9	腎静脈血栓症	28	腎静脈血栓症	腎C
		20	リボタンパク糸球体症	10	腎動静脈瘻	29	腎動静脈瘻	腎F
		21	7から18までに掲げるもののほか、慢性糸球体腎炎	11	尿細管性アシドーシス	30	尿細管性アシドーシス	腎C
3	慢性尿細管間質性腎炎（尿路奇形が原因のものを除く。）	22	慢性尿細管間質性腎炎（尿路奇形が原因のものを除く。）	12	ギッテルマン（Gitelman）症候群	31	ギッテルマン（Gitelman）症候群	腎C
4	慢性腎盂腎炎	23	慢性腎盂腎炎	13	バーター（Bartter）症候群	32	バーター（Bartter）症候群	腎C
5	アミロイド腎	24	アミロイド腎	14	腎尿管結石	33	腎尿管結石	腎G
6	家族性若年性高尿酸血症性腎症	25	家族性若年性高尿酸血症性腎症	15	慢性腎不全	34	慢性腎不全（腎腫瘍によるものに限る。）	腎F
7	ネフロン癆	26	ネフロン癆			35	慢性腎不全（急性尿細管壊死または腎虚血によるものに限る。）	腎F
8	腎血管性高血圧	27	腎血管性高血圧					

02.慢性腎疾患

8

表1 対象疾病一覧（慢性腎疾患）

対象疾病			疾病の状態の程度	対象疾病			疾病の状態の程度			
大分類	細分類			大分類	細分類					
16	腎奇形	36	多発性嚢胞腎	17	尿路奇形	43	閉塞性尿路疾患	腎C	腎G	
		37	低形成腎			腎F	44	膀胱尿管逆流（下部尿路の閉塞性尿路疾患による場合を除く。）		腎G
		38	腎無形成			腎F	45	43及び44に掲げるもののほか、尿路奇形		腎G
		39	ポッター（Potter）症候群		腎C	18	萎縮腎（尿路奇形が原因のものを除く。）	46	萎縮腎（尿路奇形が原因のものを除く。）	腎F
		40	多嚢胞性異形成腎		腎F	19	ファンコーニ（Fanconi）症候群	47	ファンコーニ（Fanconi）症候群	腎C
		41	寡巨大糸球体症		腎F	20	ロウ（Lowe）症候群	48	ロウ（Lowe）症候群	腎C
		42	36から41までに掲げるもののほか、腎奇形		腎F					

表2 疾病の状態の程度と対象基準（慢性腎疾患）

疾病の状態の程度	対象基準	
病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合	同左	腎A
病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合	同左	腎B
治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合	同左	腎C
次のいずれかに該当する場合 ア 先天性ネフローゼ症候群の場合 イ 半年間で3回以上再発した場合又は1年間に4回以上再発した場合 ウ 治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合 エ ステロイド抵抗性ネフローゼ症候群の場合 オ 腎移植を行った場合	次の①から⑤のいずれかに該当する場合 ①「先天性ネフローゼ症候群」の場合 ②「半年間で3回以上再発」した場合又は「1年間に4回再発」した場合（新規発症例は発症時も回数に含める） ③ 治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合 ④ ステロイド抵抗性であり、4週間のステロイド治療を行った後も、尿中蛋白質 100mg/dL、又は尿中蛋白質 1g/日以上で、かつ血清アルブミン 3.0g/dL未満の状態である場合 ⑤ 腎移植を行った場合 ※なお、継続症例と再発症例については、腎生検により詳細な診断を行い、巣状分節性糸球体硬化症、膜性腎症、IgA腎症等の病型を区別すること	腎D

表2 疾病の状態の程度と対象基準（慢性腎疾患）

疾病の状態の程度	対象基準	
次のいずれかに該当する場合 ア 半年間で3回以上再発した場合又は1年間に4回以上再発した場合 イ 治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合 ウ 腎移植を行った場合	次のいずれかに該当する場合 ① 「半年間で3回以上再発」した場合、または「1年間に4回以上再発」した場合（新規発症例は発症時も回数に含める） ② 治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合 ③ 腎移植を行った場合	腎E
腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合	腎機能の低下（おおむね3か月以上、血清Crが年齢性別ごとの中央値（別表参照）の1.5倍以上持続）がみられる場合又は腎移植を行った場合	腎F
腎機能低下がみられる場合、泌尿器科的手術を行った場合又は腎移植を行った場合	腎機能の低下（おおむね3か月以上、血清Crが年齢性別ごとの中央値（別表参照）の1.5倍以上持続）がみられる場合、泌尿器科的手術を行った場合又は腎移植を行った場合	腎G
治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、血漿交換療法若しくは輸血のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合	同左	腎H
次のいずれかに該当する場合 ア 先天性ネフローゼ症候群の場合 イ 治療で薬物療法を行っている場合 ウ 腎移植を行った場合	次の①から③のいずれかに該当する場合 ① 先天性ネフローゼ症候群の場合 ② 治療で薬物療法を行っている場合 ③ 腎移植を行った場合	腎I

02.慢性腎疾患

11

表2 疾病の状態の程度と対象基準（慢性腎疾患）

疾病の状態の程度	対象基準	
蛋白尿がみられる場合、腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合	同左	腎J

02.慢性腎疾患

12

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

腎機能低下の定義について

腎機能低下の状態は、「血清Crが年齢・性別ごとの**中央値の1.5倍以上が持続すること**」と定義されている。各年齢・性別ごとの血清Crの中央値および腎機能低下基準値については、表3を参照すること。

他の疾患群における腎機能低下の基準もこれに従っている。

疾病の状態の程度における「腎機能低下」とは、「おおむね3か月以上、血清Crが年齢・性別ごとの中央値の1.5倍以上が持続した場合」とされている。

表3 年齢・性別ごとの血清Cr中央値及び腎機能低下基準値

年齢 (月齢)	中央値 (mg/dL)	腎機能低下 基準値 (mg/dL)	年齢 (月齢)	中央値 (mg/dL)	腎機能低下 基準値 (mg/dL)		
3-5か月	0.20	0.30	9歳	0.41	0.62		
6-8か月	0.22	0.33	10歳	0.41	0.62		
9-11か月	0.22	0.33	11歳	0.45	0.68		
1歳	0.23	0.35	男子		女子		
2歳	0.24	0.36	年齢	中央値 (mg/dL)	腎機能低下 基準値 (mg/dL)	中央値 (mg/dL)	腎機能低下 基準値 (mg/dL)
3歳	0.27	0.41	12歳	0.53	0.80	0.52	0.78
4歳	0.30	0.45	13歳	0.59	0.89	0.53	0.80
5歳	0.34	0.51	14歳	0.65	0.98	0.58	0.87
6歳	0.34	0.51	15歳	0.68	1.02	0.56	0.87
7歳	0.37	0.56	16歳	0.73	1.10	0.59	0.89
8歳	0.40	0.60	17歳以上	0.83	1.24	0.63	0.95

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

薬物治療について

「疾病の状態の程度」に掲げられている薬物療法のいずれにも該当しない薬物療法を行っている場合であっても、「疾病の状態の程度」掲げられている薬物療法と同等の薬物療法であると判断される場合は、「疾病の状態の程度」に該当しているものとして医療費助成の対象となる。

成長ホルモン治療について

腎機能低下による低身長に対し成長ホルモン治療を行う場合は、慢性腎疾患の医療意見書の他に、「成長ホルモン治療用意見書」が必要である。

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

ネフローゼ症候群①

- 難治性ネフローゼ症候群に対する免疫抑制薬等による寛解状態も医療費助成の対象となる。
- 微小変化型ネフローゼ症候群等の「疾病の状態の程度」における、「半年間で3回以上再発した場合又は1年間に4回以上再発した場合」とは、半年以内に3回以上の再発を認めた場合、または1年間に4回以上再発した場合が医療費助成の対象となる。
なお、**新規発症例については発症時も回数に含める。**
ただし上記を満たす症例であっても、再発1回目および2回目の治療に要した費用については、小児慢性特定疾病による医療費助成の対象とはならない。

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

ネフローゼ症候群②

- ネフローゼ症候群の診断に際しての基準は、国際小児腎臓病研究班（International Study of Kidney Disease in Children: ISKDC）、もしくは厚生省特定疾患調査研究班の診断基準いずれを用いても良い。
- 微小変化型ネフローゼ症候群（Minimal change nephrotic syndrome: MCNS）の確定診断には組織学的検査が必要であるが、小児の特発性ネフローゼ症候群は組織学的には、MCNSが70~80%を占めていることが知られており、かつMCNSの90%以上はステロイドによる治療に反応するステロイド感受性であるため、一般的には腎生検は行わずにステロイド療法を先行させる。従って、組織学的検査は申請には必須ではない。

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

慢性糸球体腎炎

慢性糸球体腎炎等において、「診断の手引き」に従い、原則医療意見書に病理組織検査による確定診断を記載することを求めているが、患者の状態等を鑑みて、確定診断のための腎生検を安全に実施することが困難な場合は、腎生検が実施できない理由を医療意見書に記載する必要がある。

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

成長ホルモン治療について

小児慢性特定疾病対策により
成長ホルモン治療に対する
医療費助成がある疾病

下垂体機能低下症

成長ホルモン分泌不全性低身長症

ターナー症候群

プラダー・ウィリ症候群

ヌーナン症候群

軟骨異栄養症（軟骨無形成・軟骨低形成）

腎機能低下による低身長

- GH治療に対する当該事業の医療費助成制度を新規に申請する場合は、他の施策を利用してすでに治療が開始されている症例に対しても、当該制度の開始基準が適用される。初回治療から当該制度を利用することが望ましい。
- 継続申請の初年度に際しては、意見書作成時の治療期間が6か月未満の場合は「年間成長速度」が正確に判定できないため、継続基準を満たしていない場合も、医療費助成の継続を承認して差し支えない。

※ 成長ホルモン治療に関する詳細は、別講座「**成長ホルモン治療**」等を参照すること